

広島県告示第四百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第三項の規定によって、
広島県後期高齢者医療広域連合長から、広域連合の経費の支弁の方法に係る規約の変更の届
出があった。

平成二十四年四月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦